

トレーニング規約

2014年10月1日制定
2025年12月11日改定

第1条（総則）

Top Out Human Capital 株式会社(以下「当社」とします)がお客様へ提供するトレーニングの提供条件(以下「本規約」とします)を定めます。

第2条（適用）

- 当社は、お客様が本規約に同意いただくことを、トレーニングコースの申込の際の条件としています。
- 当社は、お客様の承諾なく、当社の判断で本規約を変更できるものとします。なお、この場合当社は変更後の規約を速やかに当社 Web サイトに掲示するものとします。ただし、本規約の変更前に申し込まれたトレーニングコースについては、本規約の変更期日後の実施または提供であっても、お客様の申込時に有効な本規約が適用されます。
- すべてのトレーニングコースに対し本規約が適用されるものとします。ただし、当社とお客様間で別途の合意がなされた場合を除きます。

第3条（申し込み手続き）

- トレーニングコースの受講を申し込むお客様は、次のいずれかの方法で手続きするものとします。
 - Web サイト上の申込ページに必要事項をご入力のうえ送信する
 - 申込書に必要事項をご記入のうえ、申込書をスキャンした PDF ファイルをメール添付で以下のメールアドレスへ送信する
bookings@topout.co.jp
 - 申込書に必要事項をご記入のうえ、申込書を以下の番号へ FAX 送信する
03-5403-6371
- 当社は、前項の申込を受領後、予約完了のお知らせをメールでお客様へ送信します。当社からの予約完了のお知らせをもって予約完了となり、お客様が申し込んだトレーニングコースの提供にかかる契約の成立となります。なお、満席等の理由によりトレーニングコースの申込を受付できない場合には、お客様にその旨を通知します。
- 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、当社は前項の申込みを承諾しないことがあります。なお、当社が本項各号の理由により申込みを承諾しないことによりお客様に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - お客様が当社所定の申込み手続きに従わない場合
 - お客様が過去に当社との契約に違反した事実がある場合
 - その他当社が申込みを承諾することが不適当であると判断した場合

第4条（代金のお支払い）

1. 銀行振込

予約完了後に請求書を送付しますので、お客様はトレーニングコース開始日の 7 日前までに請求書記載の指定銀行口座へ代金を支払うものとします。ただし、コース開始の 7 日前以降の申込の場合には、お客様はコース開始前に速やかに支払うものとします。なお、代金の振込に要する手数料等の費用はお客様の負担とし、支払期日が非営業日の場合には直前の営業日までとします。支払期限までに代金を支払わない場合、お客様の受講をお断りすることがあります。

2. クレジットカード

ご利用可能なクレジットカードの種類は、VISA、MASTER、American Express、JCB、Diners Club、Discover です。一括払いのみご利用いただけます。クレジットカード決済代行会社である Block, Inc.の決済サービス「Square」を通じて決済処理を行なっていただくため、当社ではクレジットカード情報に閑知いたしません。なお、トレーニングコース開始日にかかわらず、当社では予約完了から 3 営業日以内に決済のための手続きを開始します。Square, Inc.を通じてお客様宛に発行される請求書(インボイス)に記載の内容に従って、コース開始の 14 日前までに決済処理を済ませてください。ただし、コース開始の 14 日前以降の申込の場合には、お客様はコース開始前に速やかに決済処理を行なうものとします。お客様の口座からの引き落としについては、カード会社との取り決めに則ります。原則として領収書の発行は致しません。ただし、お申し込み確認書は発行可能ですので、発行をご希望の際にはお申し出ください。

第5条（お客様によるキャンセルおよび他コースへの変更）

お客様の都合により、お客様が申し込んだトレーニングコースのキャンセルおよび他コースへ変更する場合には、以下に定めるとおりとします。

1. 当社への連絡

以下のメールアドレス宛に、お客様が申込をキャンセルまたは他コースへ変更する旨を申し出るものとします。これに関する受付は、当社休業日と土曜・日曜・祝日を除く 9:00～17:30 です。

info@topout.co.jp

2. 申込をキャンセルおよび他コースへ変更する場合の代金

お客様がキャンセルおよび他コースへの変更を申し出たトレーニングコースの代金の扱いは、お客様の申し出日により以下のとおりとします。なお以下の当該日が当社休業日にあたる場合は直前の当社営業日を申し出の期限とします。ただし申込時点でトレーニングコースごとに別途キャンセルに伴う代金の扱いを定めている場合はその定めが本項に優先して適用されるものとします。

Top Out Human Capital Training Credits (TTC)ご利用による申込の場合も、下記と同等の扱いとします。

－コース開始日から起算して－

(1) 11 営業日前以前

代金支払がお済みのお客様: 全額返金

代金支払がお済みでないお客様: 特になし

(2) 10 営業日前以降 1 営業日以前

代金支払がお済みのお客様: キャンセルお申出日から 15 営業日以内に半額返金

代金支払がお済みでないお客様: 半額お支払い

(3) 当日以降

代金支払がお済みのお客様: 返金なし

代金支払がお済みでないお客様: 全額お支払い

なお、返金の際、当社は返金対象額から振込手数料を差し引いた金額を振り込むものとします。クレジットカード決済で代金支払いがお済みの場合の返金方法はタイミングによって異なり、カード会社からの返金、または、銀行振込を行なうものとします。

第6条（お客様による日程および受講者の変更）

お客様の都合により、お客様が申し込んだトレーニングコースの日程および受講者を変更する場合には、以下に定めるとおりとします。

1. 当社への連絡

以下のメールアドレス宛に、お客様が日程を変更する旨を申し出るものとします。これに関する受付は、日程変更はコース開始日の 7 日前まで、受講者変更はコース開始日の 6 営業日前まで、かつ、いずれも当社休業日と土曜・日曜・祝日を除く 9:00～17:30 です。ただし、申込時点でトレーニングコースごとに日程変更または受講者変更に関する扱いを定めている場合は、その定めが本項に優先して適用されるものとします。

info@topout.co.jp

また、受講者変更の場合は、変更前の受講者から当社へ申し出るものとし、その際に変更後の受講者情報を沿えることとします。

2. 条件

日程および受講者の変更は、同一トレーニングにつき 1 回に限ります。なお、日程を変更したトレーニングコースの申し込みをキャンセルする場合は、その申し出日および前条にかかわらず代金を全額支払うものとします。

第7条（トレーニングコースの開催中止および開催会場変更）

受講予定のお客様が所定の人数に満たない場合は、当社はそのトレーニングコースの開催を中止することがあります。この場合、コース開始予定日の5営業日前までに、当社からお客様へその旨を連絡するものとします。なお、すでに代金を支払済の場合は、コース開催中止の連絡日から15営業日以内に返金します。

コース開始予定日の5営業日前以降に、天災、天候不順および公共交通機関の停止などを含む、当社にて判断する不可抗力な状況によりトレーニングコースの開催が不可能になった場合に、トレーニングコースを開催中止または日程および時間等を変更することがあります。

当社都合により、トレーニングコース開催会場を変更する場合があります。この場合、コース開始予定日の5営業日前までに、当社からお客様へその旨を連絡するものとします。

なお、コース受講のためにお客様が負担した交通費宿泊費等の必要費について当社は一切の責任を負いかねます。

第8条（ソフトウェアの使用許諾および知的財産権）

当社は、トレーニングコースで利用するコンピュータプログラム・関連マテリアル・技術情報等(以下「ソフトウェア」という)につき、トレーニング受講という目的の範囲でのみお客様に対しコース期間中、非独占的・譲渡不能な使用権を許諾します。ソフトウェアの著作権等利用許諾権を当社以外の第三者が保有する場合は、当社はお客様がトレーニング受講という目的の範囲でソフトウェアが利用できることを保証します。

当社が提供または使用を許諾するトレーニングで利用するソフトウェアの著作権は当社もしくは開発元その他当社への供給業者に帰属します。お客様はトレーニングの申込によりソフトウェアの著作権を取得するものではなく、いかなる形態であれソフトウェアの全部もしくは一部を複製・改変その他処分をすることはできません。

第9条（輸出管理規則）

お客様は、当社から提供または開示を受ける製品、技術情報その他のもの(ソフトウェアを含む)並びにこれらを利用した製品、技術情報その他のもの(ソフトウェアを含む)を、必要な日本および米国政府の許認可を取得することなく日本国外に持出し又は輸出をしないこと、その他両国の輸出管理関連法令を尊守することを確約します。

当社は、トレーニングコースの実施に関して日本国政府または米国政府の許可が遅延し又は許可されない場合、お客様に通知の上その実施を延期し、または受講をお断りすることができるものとし、これにより生じた損害については免責されるものとします。

第10条（損害賠償）

本条は、契約責任、不法行為責任その他法律上の請求理由を問わず、適用されるものとします。

1. 当社は、当社の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合には、得べかりし利益の喪失またはデータもしくは使用利益の喪失から生じた損害を除く通常かつ直接の損害に限りお客様が被った損害を賠償するものとします。ただし、損害賠償額は、当該損害発生の原因となったコースの代金として受領した金額を限度とします。
2. お客様の当社に対する損害賠償その他の請求は、当該請求原因が生じた日から2週間以内になされなければならないものとします。

第11条（トレーニングコースに関する留意事項）

1. トレーニングコース開催中の電話の取り次ぎは行いません。
2. 教材の事前提供は行いません。
3. キャンセル時の教材の提供は原則的に行いません。
4. お客様はトレーニングコース受講にあたり、以下に定める禁止事項を遵守するものとします。以下の禁止事項を遵守しない場合、当社はお客様に対して受講中のトレーニングコースからの退席、以降の申込をお断りできるものとします。
 - (1) トレーニングコース内容の録音、録画、ライブ配信
 - (2) 携帯電話等の通信機器の利用を含むコース運営の妨げとなる行為、他のお客様への迷惑行為

第12条（アフターケアサービス）

お客様は、トレーニングコース受講後の3ヶ月間、メンタリングサービスをご利用いただけます。メールで、受講トレーニングコース名称および日程をお書き添えのうえ、以下のアドレス宛にご連絡ください。

mentor@topout.co.jp

第13条（反社会的勢力の排除）

お客様及び当社は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役及び執行役員をいいます。）が、利用契約の有効期間中、①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」といいます。）でないこと、②反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供給等、何らかの関係を有していないこと、③暴力的 requirement 行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（反社会的勢力その他の第三者を利用して行う場合を含みます。）を表明し、保証します。

お客様及び当社は、相手方が前項に違反した場合、相手方に対して何らの通知又は催告を要せず、かつ何らの損害賠償責任も負うことなく、利用契約を解除し、被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

以上